

令和3年度 地域密着型サービス事業所集団指導



共通資料編

沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係



1

本資料では、令和3年度報酬改定の要点をご説明しております。各項目の詳細につきましては、条例や告示、その他国の通知等をご確認くださいませようお願いします。



2

内容

- ・指定事務について
- ・令和3年度介護報酬改定の要点

3



用語の説明①

略称	名称	備考
沖縄市基準条例	沖縄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
基準省令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)	赤本左段
基準解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)	赤本右段
報酬告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)	青本
報酬解釈通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)	青本

4



用語の説明②

略称	名称	備考
社保審資料	社保審-介護給付費分科会第199回(令和3年1月18日) 参考資料1 「令和3年度介護報酬改定における改訂事項について」	
Q&A	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1～vol.11	
資料1	電磁的記録等に関する指定基準解釈通知	
資料2	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	
資料3	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	
資料4	科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	

5



青本

赤本

緑本

6



指定事務について

1. 指定更新申請
2. 変更届
3. 休止・廃止・再開届



7

1. 指定更新申請

- ・更新手続きの案内はありませんので、各事業所で指定有効期限をご確認ください。
- ・更新申請手続きは、事前予約が必要です。**新たに指定を受ける日の前々月の末日**までに申請に必要な書類をすべてそろえて提出してください。

(例)

4月1日から更新⇒**2月末まで**

6月20日から更新⇒**4月末まで**



8



手続きの詳細や申請書類については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/4335/22457>



2. 変更届

- ・変更後、10日以内に変更届を提出してください。
- ・運営規程の変更について、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、人員基準においておくべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。

赤本		赤本	
地密通所	P542	認知症GH	P677
認知症通所	P589	地密特定	P716
小多機	P631	地密特養	P759
看多機	P813		





変更届の手続きの詳細や届出書類については、下記
沖縄市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/4335/6911>



11

3. 休止・廃止・再開届

① 休止・廃止届

休止・廃止する日の1月前までに、廃止・休止・再開届出書を提出してください。

② 再開届

再開日から10日以内に、廃止・休止・再開届出書を提出してください。

12





休止・廃止・再開届の手続きの詳細や届出書類については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/4335/6911>



13

令和3年度介護報酬改定の要点

1. 指定地域密着型サービスの事業の一般原則
2. 人員基準
3. 運営基準
4. 報酬関係

14

1. 指定地域密着型サービスの事業の一般原則

沖縄市基準条例第3条
赤本 P449

<追加項目>

①虐待の防止に係る措置

②介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

15



①虐待の防止に係る措置



沖縄市基準条例第3条第3項

指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

※詳細は、P26～参照

令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

16



②介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について



沖縄市基準条例第3条第4項

指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

17



介護保険法第118条の2第1項

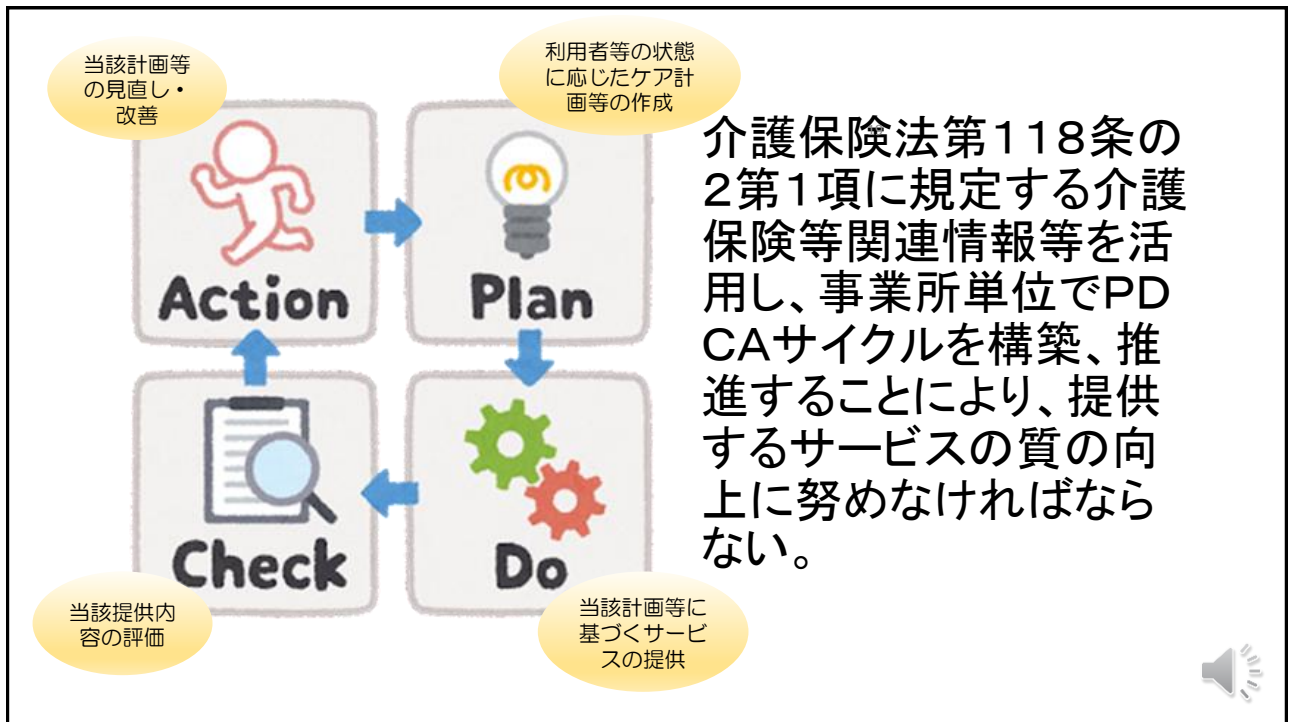
(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

18





2. 人員基準について(改定)

赤本 P446
基準解釈通知
社保審資料P114

<改定事項>

人員配置基準における両立支援への配慮

人員配置基準における両立支援への配慮

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

21



<その1>

「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。



22



<その2>

「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。



23

<その3>

人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、**同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。**



24

イメージ図

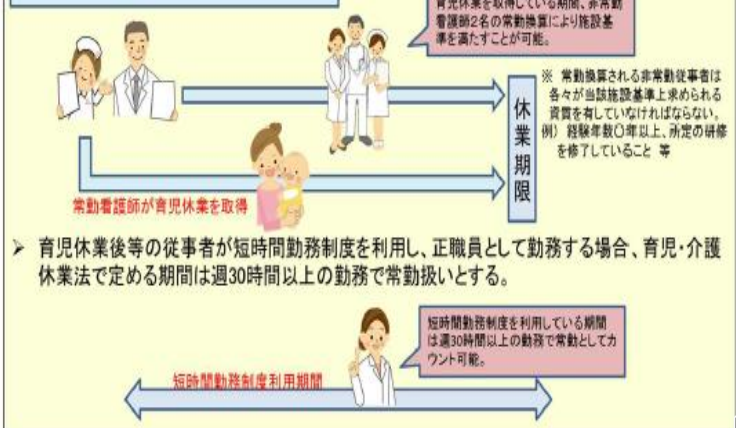
(参考) 医療従事者の
負担軽減・人材確保について
(平成28年度診療報酬改定)

社保審資料P114より抜粋

常勤配置の取扱いの明確化

➢ 施設基準上求められる常勤の従事者が、産前・産後休業及び育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤従事者を常勤換算することで施設基準を満たすことを原則認める。

例) 常勤医師1名、常勤看護師1名の配置要件の場合



25

※参考 Q&A

Q & A vol. 1

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○人員配置基準における両立支援 問1

26

3. 運営基準について

- ①会議や多職種連携におけるICTの活用(改定)
- ②感染症対策の強化(新設)
- ③業務継続に向けた取り組みの強化(新設)
- ④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ(新設)
- ⑤ハラスメント対策の強化(新設)
- ⑥高齢者虐待防止の推進(新設)
- ⑦運営規程等の掲示に係る見直し(改定)
- ⑧記録の保存等に係る見直し(改定)

27



①会議や多職種連携におけるICTの活用

社保審資料 P 120

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

28

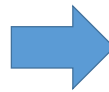


<その1>

利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するもの

➡「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして実施すること。

P34参照

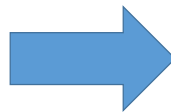


29

<その2>

利用者等が参加して実施するもの

➡上記に加えて、利用者等の同意を得た上で実施すること。



30

②感染症対策の強化

社保審資料P3

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P547	第59条の16	認知症GH	P683	第59条の16
認知症通所	P596	第59条の16	地密特定	P723	第59条の16
小多機	P638	第59条の16	地密特養	P766	第171条
看多機	P819	第59条の16			

新設

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。



令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

31



<その1>

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。



32



<その2>

感染症の予防及びまん延の防止のための
指針を整備すること。



33

<その3>

従業者に対し、感染症の予防及びまん延の
防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。



34

③業務継続に向けた取り組みの強化

社保審資料P4

新設

(業務継続計画の策定等)

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P545	第32条の2	認知症GH	P680	第32条の2
認知症通所	P593	第32条の2	地密特定	P720	第32条の2
小多機	P636	第32条の2	地密特養	P763	第32条の2
看多機	P817	第32条の2			

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

35



介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドラインについて(参考)

・介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせない者であり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供されることが重要。

・必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設、事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

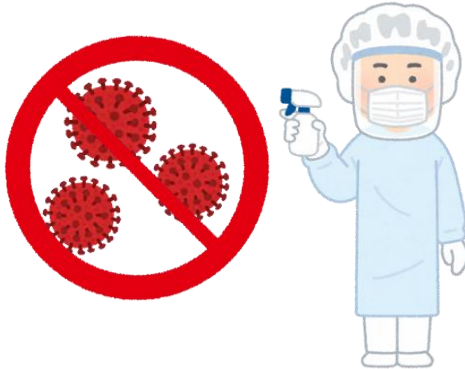
(令和2年12月11日作成 必要に応じ更新予定)

36



介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749533.pdf>



37



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>



38



介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

下記厚生労働省ホームページより、動画研修の視聴ができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

39



④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

新設

社保審資料P4

（勤務体制の確保等）

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P543	第59条の13	認知症GH	P678	第123条の3
認知症通所	P591	第59条の13	地密特定	P717	第146条の4
小多機	P632	第59条の13	地密特養	P760	第169条の3
看多機	P814	第59条の13			

指定地域密着型サービス事業者は、全ての介護従業者（※）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。

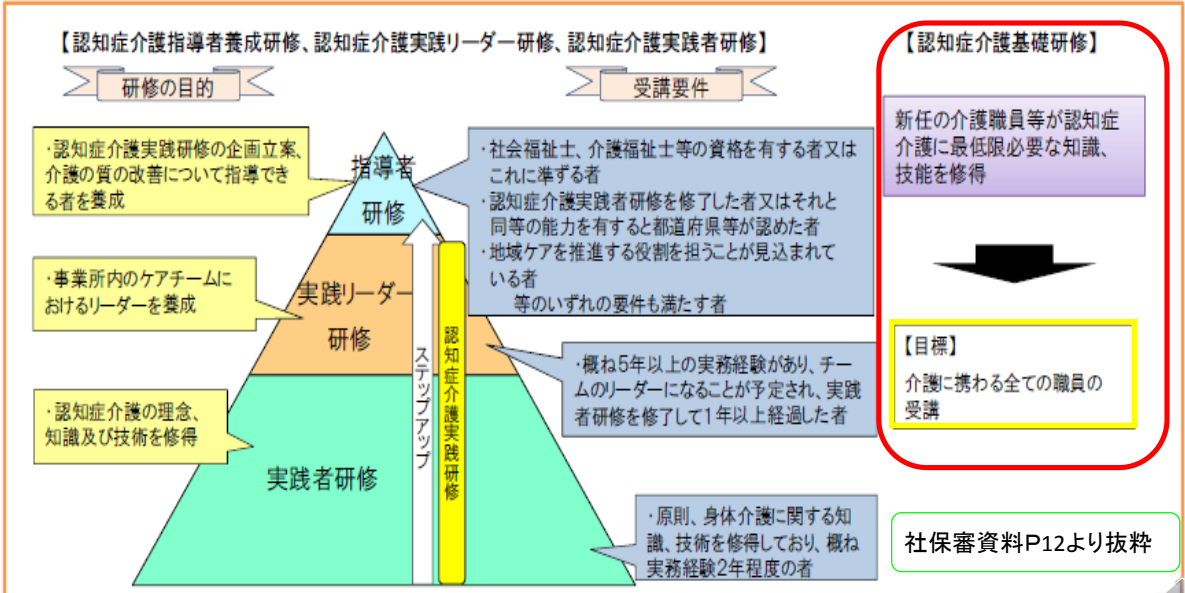
令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

40



(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



41

※参考 Q&A

Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3)

○認知症介護基礎研修 問3～10

42

⑤ ハラスメント対策の強化

社保審資料P115

新設

(勤務体制の確保等)

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P543	第59条の13	認知症GH	P679	第123条の4
認知症通所	P591	第59条の13	地密特定	P718	第146条の5
小多機	P633	第59条の13	地密特養	P761	第169条の4
看多機	P815	第59条の13			

適切な指定地域密着型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。



43



事業者が講ずべき措置の具体的内容

・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)



・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)

(パワーハラスメント指針)



44



①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

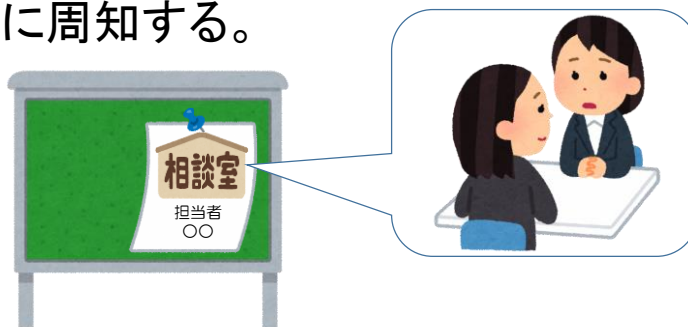


45



②相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。



46



留意点

セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。



47



パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務

中小企業

(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下の企業)

令和4年4月1日から
義務化

48



講じることが望ましい取り組み

利用者やその家族等からの著しい迷惑行為の防止のための取り組み例



49



※パワーハラスメント指針より

1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2) 被害者への配慮のための取り組み(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)

3) 被害防止のための取り組み(マニュアル作成や研修の実施等)

50



参考

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
- ・「(管理者・職員向け)研修のための手引き」

51



⑥ 高齢者虐待防止の推進

社保審資料P159



新設

(虐待の防止)

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P554	第40条の2	認知症GH	P690	第40条の2
認知症通所	P602	第40条の2	地密特定	P729	第40条の2
小多機	P646	第40条の2	地密特養	P773	第40条の2
看多機	P828	第40条の2			

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

令和6年3月31日まで努力義務

令和6年4月1日より義務化

52



<その1>

虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。



53



<その2>

虐待の防止のための指針を整備すること。



54



<その3>

従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。



55



<その4>

その1～その3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



56

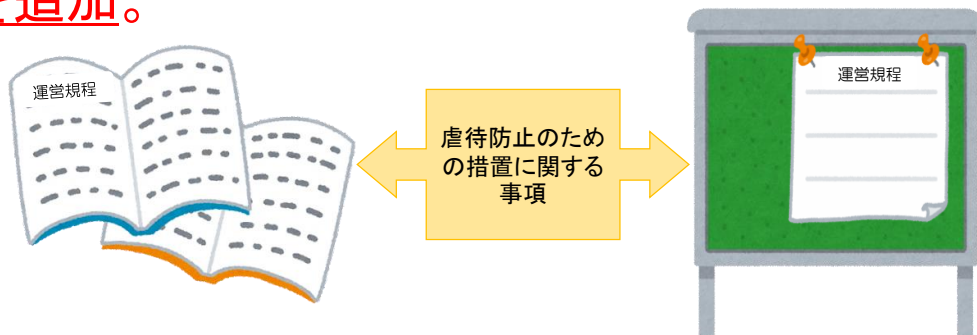


<その5>

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P541	第59条の12	認知症GH	P676	第122条
認知症通所	P589	第73条	地密特定	P715	第145条
小多機	P631	第100条	地密特養	P758	第168条
看多機	P813	第100条			

社保審資料P159

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。



57

※参考 Q&A

Q & A vol. 3
Q & A vol. 7

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)
○問1

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.7)
○運営規程について 問1

58

⑦運営規程等の掲示に係る見直し

社保審資料P139

(掲示)

事業所の見やすい場所に

- ・運営規程の概要
- ・従業者等の勤務の体制
- ・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(※)

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P549	第34条	認知症GH	P684	第34条
認知症通所	P597	第34条	地密特定	P724	第34条
小多機	P640	第34条	地密特養	P767	第34条
看多機	P822	第34条			

を掲示しなければならない。

59



(※)その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは？

- ・事故発生時の対応
- ・苦情処理の体制
- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等)

等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

60



改正点は？

事業所の見やすい場所に掲示する他、

ファイル等を利用申込者、利用者またはその家族が自由に閲覧できるように事業所内に備え付けることも可能。



61

⑧記録の保存等に係る見直し

社保審資料P138

(1) 記録の保存期間について

(2) 電磁的記録・電磁的方法について

62

(1) 記録の保存期間について

記録の保存期間は？

その完結の日から5年間

沖縄市独自の
基準です

保存しなければならない。

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P557	第59条19	認知症GH	P693	第127条
認知症通所	P605	第79条	地密特定	P732	第148条
小多機	P649	第107条	地密特養	P776	第176条
看多機	P831	第201条			

63



「その完結の日」とは？

基準解釈通知	赤本	基準解釈通知	赤本
地密通所	P557	認知症GH	P693
認知症通所	P605	地特定施設	P732
小規模居宅	P649	地福祉施設	P776
複合型	P831		

個々の利用者につき、**契約終了**(契約の解約、解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により**一連のサービス提供が終了した日**を指す。

64



※参考 **Q&A**

Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)

○指定基準の記録の整備の規定について 問2

65



(2) 電磁的記録・電磁的方法について

新設

	赤本	市条例		赤本	市条例
地密通所	P450	第203条	認知症GH	P450	第203条
認知症通所	P450	第203条	地密特定	P450	第203条
小多機	P450	第203条	地密特養	P450	第203条
看多機	P450	第203条			

利用者の利便性の向上や事業者の業務負担軽減の観点から、電磁的記録等による取扱いが明文化。



資料1参照



66



※参考

・「押印についてのQ&A」

(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省)

https://www.meti.go.jp/covid-19/ouin_qa.html

・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275.html>

67



5. 報酬関係

- ①加算等の届出について
- ②科学的介護推進体制加算(新設)
- ③サービス提供体制強化加算(改定)
- ④介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算(改定)

68



①加算等の届出について

青本P570～

届出が必要な加算については、サービス種別ごとに下記の通り取り扱います。

サービス種別	算定開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	毎月15日までに届出 ➡翌月から
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 	16日以降に届出 ➡翌々月から
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 	届出が受理された日が属する月の翌月 (届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)

69



届出に必要な手続きや書類等の詳細については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/4335/6363>



70



※加算の算定要件を満たさなくなった時の取扱い

加算の算定要件を満たさなくなった時は、その事実が発生した日から加算の算定はできませんので、速やかにその旨を届出てください。



加算を含め、報酬請求の根拠となる書類は、提示を求めることがありますので適切に保管してください。

71



②科学的介護推進体制加算

社保審資料P93・94

青本		青本	
地密通所	P642	認知症GH	P720
認知症通所	P670	地密特定	P747
小多機	P694	地密特養	P803
看多機	P 843		

旧



下記以外

地域密着型介護老人福祉施設

新







併算不可

72



科学的介護推進体制加算	算定要件
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設 看護小規模多機能型居宅介護 ※地域密着型介護老人福祉施設は加算(Ⅰ)	イ (1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2)必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
加算(Ⅱ) ※地域密着型介護老人福祉施設のみ	ロ (1)イ(1)に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 (2)必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たってイ(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するための必要な情報を活用していること。

厚生労働省
73


※参考 Q&A

Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

○科学的介護推進体制加算等

(vol.3) 問16～19

(vol.5) 問4

(vol.10) 問2～3



③ サービス提供体制強化加算

質の向上や職員のキャリアアップを一層
推進する観点から見直しを行う。

社保審資料P110

青本		青本	
地密通所	P644	認知症GH	P722
認知症通所	P672	地密特定	P746
小多機	P695	地密特養	P804
看多機	P844		

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算Ⅰ(新たな上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰイ相当)	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員30%以上	
地域密着型特定施設(※) 認知症対応型共同生活介護	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 (※)印は、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 22単位/回(日) II 18単位/回(日) III 6単位/回(日)
地域密着型介護老人福祉施設(※)	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 (※)印は、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	

75



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3)

○「勤続10年以上の介護福祉士の割合」に係る
勤続年数の考え方 問126

76



④介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算(改定)

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・(Ⅴ)の廃止
- ・職場環境等要件の見直し
- ・介護職員等特定処遇改善加算の見直し

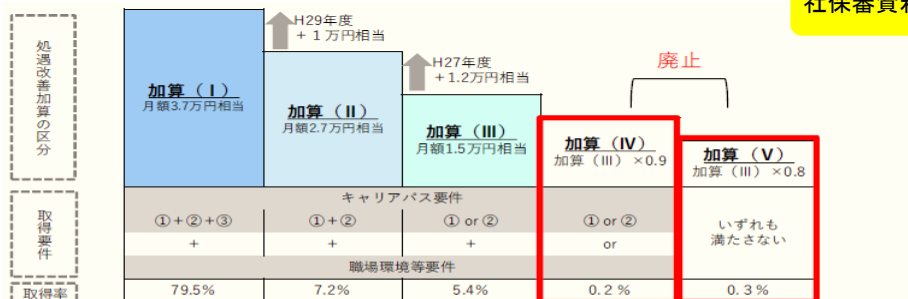
77



介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・(Ⅴ)の廃止

令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者には、1年の経過措置期間を設ける。

社保審資料P151



<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

78



職場環境等要件の見直し

社保審資料P108

○ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

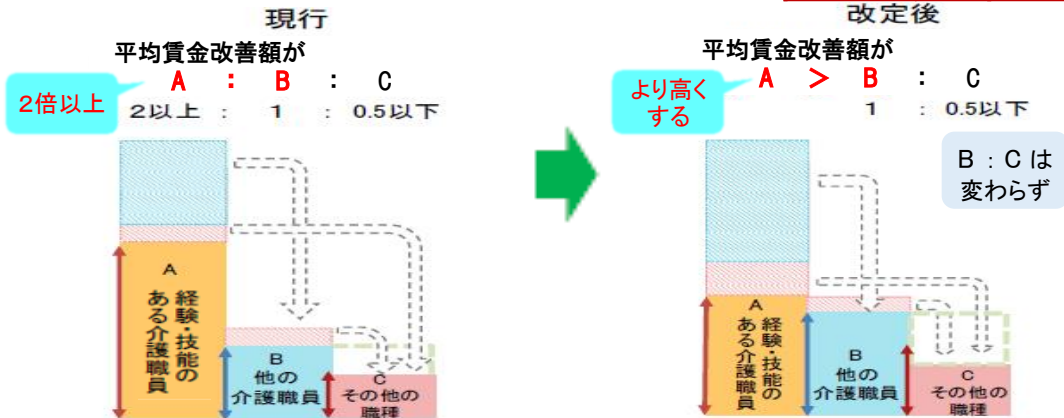


介護職員等特定処遇改善加算の見直し

社保審資料P109

平均の賃金改善額の配分ルールの見直し

基準解釈通知	青本	基準解釈通知	青本
地密通所	P646	認知症GH	P724
認知症通所	P674	地密特定	P750
小多機	P697	地密特養	P807
看多機	P 846		



※参考 

Q & A vol. 3

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A
介護職員等特定処遇改善加算

○(vol.1)問16～25

職場環境等要件

○(vol.3)問127

